

令和7年度周南市農業委員会定例総会の開催日等

2025.03.10

周南市農業委員会では、毎月、総会を開催し、農地法第3条による農地の権利移動、同法第4条又は第5条による転用等の許可申請等について審議を行います（以下この総会を「定例総会」といいます。）。

原則として、定例総会の開催日は10日とし、総会で審議する許可申請書の提出締切日（以下「提出締切日」といいます。）は前月の20日とします。

休祝日等により定例総会の開催日や提出締切日を繰り下げの場合や、許可申請書提出後の現地調査や議案調製に要する日数を確保するため、やむを得ず提出締切日を繰り上げる場合があります。

なお、相続等による権利取得、市街化区域内にある農地の転用、転用制限の例外、権利移動制限の例外等の届出は、随時に受け付け、提出締切日までに受理したものは、翌月の定例総会で受理したことを報告します。

令和7年度の提出締切日及び定例総会の開催日は、次のとおりです。

提出締切日	定例総会の開催日	備考
令和7年3月21日（金）	令和7年4月10日（木）	
4月21日（月）	5月12日（月）	
5月20日（火）	6月10日（火）	
6月20日（金）	7月10日（木）	
7月22日（火）	8月12日（火）	
8月20日（水）	9月10日（水）	
9月22日（月）	10月10日（金）	
10月20日（月）	11月10日（月）	
11月20日（木）	12月10日（水）	
12月18日（木）	令和8年1月13日（火）	
令和8年1月20日（火）	2月10日（火）	
2月18日（水）	3月10日（火）	
3月23日（月）	4月10日（金）	

（注）12月と2月の提出締切日は20日より早い点にご留意ください。
都合により、定例総会の開催日を変更する場合があります。